（消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち消費税法施行令第四十六条を同令第四十六条の二とし、同令第三章中同条の前に一条を加える改正規定のうち第四十六条第一項第三号中「次号及び第五号、第四十九条第七項並びに」を「以下この項、第四十九条及び」に改める。

第一条のうち、消費税法施行令第四十九条第三項の改正規定中「の規定」を「若しくは第五項の規定」に、「当該媒介」を「当該媒介又は」に、「又は第七十条の十二第一項に規定する媒介若しくは」を「若しくは名称又は同条第七十条の十二第一項に規定する媒介若しくは」に、「又は名称」を「若しくは名称又は同条第五項に規定する執行機関の名称」に改め、同条第六項を同条第九項とする改正規定中「第四十九条第六項」を「第四十九条第七項中「第五項各号」を「第八項各号」に改め、「（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。次条において同じ。）」を削り、同項を同条第十項とし、同条第六項」に改める。

第一条のうち消費税法施行令第五十条の改正規定を次のように改める。

第五十条第一項中「日（前条第九項第二号に掲げる電磁的記録並びに前条第七項及び第十項」に、「当該電磁的記録」を「これらの電磁的記録」に、「保存（前条第七項」を「保存（同号に掲げる電磁的記録並びに前条第七項及び第十項」に改める。

第一条のうち、消費税法施行令第五章中第七十一条の前に十三条を加える改正規定のうち、第七十条の九第二項中「第七十条の十二第一項」を「第七十条の十二」に改め、第七十条の十二第五項中「媒介者等」の下に「又は執行機関」を加え、同改正規定中同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　事業者（適格請求書発行事業者に限る。）が、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第十二号（定義）に規定する強制換価手続により執行機関（同条第十三号に規定する執行機関をいう。以下この条において同じ。）を介して国内において課税資産の譲渡等を行う場合には、当該執行機関は、当該課税資産の譲渡等を受ける他の者に対し法第五十七条の四第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により記載すべき事項に代えて当該執行機関の名称及びこの項の規定の適用を受ける旨を記載した当該課税資産の譲渡等に係る適格請求書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を当該事業者に代わって交付し、又は提供することができる。この場合において、当該執行機関は、財務省令で定めるところにより、当該適格請求書の写し又は当該電磁的記録を保存しなければならない。

6　第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける執行機関について準用する。

第一条のうち消費税法施行令第七十一条の二第一項の改正規定を次のように改める。

第七十一条の二第一項第二号から第七号までを次のように改める。

二　法第三十条第九項第二号に掲げる電磁的記録

三　法第五十七条の四第五項に規定する電磁的記録

四　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十二条第一項及び第五十三条第一項（適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置）に規定する電磁的記録

五　第十八条の四第二項に規定する購入記録情報

六　第四十九条第七項及び第十項に規定する電磁的記録

七　第五十条第二項に規定する電磁的記録

第七十一条の二第一項に次の二号を加える。

八　第七十条の十二第一項後段及び第五項後段の規定により保存すべきこととされている電磁的記録

九　その他財務省令で定める電磁的記録

第一条のうち、消費税法施行令第七十五条第一項第六号イ(1)の改正規定中「第七十五条第一項第六号イ(1)」を「第七十五条第一項第六号イ中「法人」を「法人（イ及び第八項において「国等」という。）」に、「これらの者」を「国等」に改め、「文書をいう」の下に「。第四項第一号イ及び第八項において同じ」を加え、同号イ(1)に改め、同条第四項第一号イ、第二号イ及び口並びに第三号イの改正規定中「同条第四項第一号イ、第二号イ及び口並びに第三号イ」を「第四項」の下に「、第八項及び第九項」を加え、同条第四項第一号イ中「第一項第六号イに規定する」を削り、「同号ロ」を「第一項第六号ロ」に改め、「百十分の七・八」の下に「（当該合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は軽減対象課税貨物の引取価額に係る支出のためにのみ使用することとされている課税仕入れ等に係る特定収入については、百八分の六・二四）」を加え、同項第二号イ中「百十分の七・八」の下に「（当該合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は軽減対象課税貨物の引取価額に係る支出のためにのみ使用することとされている課税仕入れ等に係る特定収入については、百八分の六・二四）」を加え、同号ロ中「この号」の下に「及び第八項第二号ロ」を、「百十分の七・八」の下に「（当該合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は軽減対象課税貨物の引取価額に係る支出のためにのみ使用することとされている課税仕入れ等に係る特定収入については、百八分の六・二四）」を加え、同項第三号イ」に「加える」を「加え、同条に次の二項を加える」に改め、同改正規定に次のように加える。

8　事業者（法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、取戻し対象特定収入につき、法第六十条第四項の規定の適用を受けた場合において、法令若しくは交付要綱等により国等に使途を報告すべきこととされている文書又は第一項第六号ロに規定する文書により適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る支払対価の額（法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる課税期間及び法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間における適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る支払対価の額を除くものとし、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れであることにより法第三十条第一項の規定の適用を受けないこととなるものに限る。以下この条において「控除対象外仕入れに係る支払対価の額」という。）の合計額を明らかにしているときは、法第三十七条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に一から当該取戻し対象特定収入のあった課税期間の調整割合を控除して得た率を乗じて計算した金額をその明らかにした課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に加算することができる。この場合において、当該加算した後の金額は、当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一　当該取戻し対象特定収入のあった課税期間が第四項第一号に掲げる場合に該当する場合　当該控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額に百十分の七・八（当該合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る控除対象外仕入れに係る支払対価の額については、百八分の六・二四）を乗じて計算した金額

二　当該取戻し対象特定収入のあった課税期間が第四項第二号に掲げる場合に該当する場合　イに掲げる金額とロに掲げる金額との合計額

イ　当該控除対象外仕入れに係る支払対価の額（課税資産の譲渡等にのみ要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額に限る。）の合計額に百十分の七・八（当該合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る控除対象外仕入れに係る支払対価の額については、百八分の六・二四）を乗じて計算した金額

ロ　当該控除対象外仕入れに係る支払対価の額（課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額に限る。）の合計額に百十分の七・八（当該合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る控除対象外仕入れに係る支払対価の額については、百八分の六・二四）を乗じて計算した金額に当該課税期間の法第三十条第二項第一号ロに規定する課税売上割合を乗じて計算した金額（同条第三項本文の規定の適用がある場合には、同項に規定する承認に係る割合を用いて計算した金額）